

# 『司法制度論』 第4講

## —北海道における弁護士の人権活動—

2011年10月31日

講師 札幌弁護士 弁護士 米屋 佳史  
札幌弁護士会 弁護士 田中 宏

○米 屋：4回目の授業を始めたいというふうに思います。

あらかじめお知らせをしておきましたけれども、今日は田中宏弁護士をお招きして、「北海道における弁護士の人権活動」についてお話をいただくということにしております。

田中先生のプロフィールについては、TKCの方にあらかじめアップしておいたとおりですので、皆さんご存じかと思えますけれども、皆さん方の大先輩であると同時に、私自身の大先輩でもあります。札幌弁護士会の会長、道弁連の理事長、日弁連の副会長といった要職も経験されております。また、事件活動についても、著名な事件に関わっておられます。

今日お話が出る二風谷ダム裁判などについては、田中先生から直接お話があるかと思うんですけども、僕が田中先生と直接深い関わりを持ったのは、「たくぎん抵当証券」という会社がありました。平成9年に、北海道拓殖銀行という都市銀行が破たんしました。都市銀行は破綻しないという伝説が、あったんですけども、その都市銀行が歴史上初めて破綻をした。拓銀は、破綻の時限爆弾がをかかえていました。それは、拓銀が持っていた二つの子会社、一つが「たくぎんファイナンス」という、主としてキャピタリング業務を行う会社。もう一つは、「たくぎん抵当証券」。抵当証券と言ってわかるかな。勉強したことがある人は抵当証券という言葉聞いたことがあると思うんですけども、もう化石のようになってしまった金融手法といいますか、資金調達方法なんです。抵当証券を発行して広く一般公衆から資金を調達すると、それを資金の需要家、企業などに対して貸し付けを行うと、そういうノンバンクが拓銀にありました。この2社が拓銀破綻の引き金になったと、こういうふうに言われています。

たくぎんファイナンスは、特別清算という手続で会社をたたんだのですが、たくぎん抵当証券は、抵当証券の購入者が8000人単位でいたことから、特別清算手続はとれずに破産という手続をとりました。そのときの破産管財人が田中先生でありました。

北海道で、負債総額が史上最大ですけれども、配当総額も史上第1位でした。5年間で破産管財業務を終了しましたけれども、財団を形成したのが480億円、配当総額が450億ぐらいだったと思います。この配当額から見ても、傑出した破産事件であります。田中先生は、その管財人でありました。

その他のプロフィールについては、お配りした資料のとおりです。

あとは、田中先生の「北海道における弁護士の人権活動」というレジュメと、11月5日にこの北大で行われる、国際人権法学会で予定している発表原稿というのも資料でお配りしたとおりです。貴重なお話ですので、ご静聴をお願いしたいと思います。

では、田中先生よろしくお祈りします。○田中：皆さん、こんにちは。今紹介いただきましたように、36年間の弁護士人生で、幾つかの大きな事件に恵まれました。そのうち、いくつかの事件は、これから話をする公益活動に関わるものでした。まず、弁護士の公益活動について話をしたいと思います。僕は、3年前までこの教室で法曹倫理を教えていました。僕が法曹倫理の授業の中で、一番訴えたかったのは、弁護士の使命は何かということ。そして、その使命を自覚すること。それからもう一つは、高い倫理観を養成すること。この二つを訴えたつもりです。

「弁護士の使命の自覚」については、弁護士法1条をまず見てもらいたい。そこに、弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現であるとうたっています。

社会正義とは何か問題になります。弁護士の仕事は、基本的には依頼者を代理することです。依頼者という個人や法人を代理する。だから、依頼者個人の利益を実現しなくちゃいけないという使命があるのです。まずこれが第一の仕事です。ところが、その個人の利益を擁護する、実現するのはもちろんですが、個人的な利益を超えたより大きな社会的な価値、社会的な利益、それを追求し、実現するということも必要なこともあります。これが社会正義だと思います。

弁護士は、公の利益を実現するために働くということなんです。そしてそれは、無償でなければなりません。pro bonoという言葉をご存知ですか。pro bono publico(for the good of the public)の略で、「無報酬で行う公益活動」という意味です。公益活動には、経済的対価はないというより、もともと、期待してはいけないのです。ただ、プロ・ボノは、全てが無報酬というわけではありません。公害訴訟や薬害訴訟などで損害賠償請求が認められたときには、その中から報酬を受け取ることもあります。それはあくまでも勝訴して被害者が救済された時のことです。また、弁護士は、professionと言われています。professionは、professという動詞の名詞形なんです。このprofessは、公に約束をするという意味です。何を、いつ、何のために公に約束するか。仕事を始めるときに約束するのです。professionというのは中世のヨーロッパで生まれた概念ですが、神職、医者、弁護士の三つの仕事がprofessionと言われていました。professionである弁護士は、就職に当たり、社会的利益を実現する。公のために働きますと約束する。これがprofessionです。professionは、もともと公益活動に従事することが予定されているのです。

法曹三者のうち、裁判官・検察官は、どうか。僕は両者ともprofessionではないと思います。professionにはいくつかの特性があります。高度に専門的な知識が必要であること、その判断に独立性があること、公のために働くこと等です。裁判官も検察官も、高度に専門的な知識を駆使するという点では、プロフェッションの一つの特性を満たしていますが、独立性について疑問があるからです。検察官はもともと、法務省、検察庁という役所の行政官です。厳格なピラミッド組織の一員であり、独立性はありません。決裁制度が貫徹されています。裁判官は、キャリアシステムの中で養成されます。確かに憲法で裁判官の独立性は保障されています。でも、最高裁の判断に従えと教えられながら、独立した判断は、可能なのでしょうか。自ら進んで最判に従おうとしている裁判官に、「真の」独立性は確保されているのか疑問です。法

曹一元の下での裁判官は、文句なく profession ですが、我が国の裁判官は、ちょっと違うように思います。このように、裁判官を profession と見るかどうか、議論があるところです。それはそれとして、皆さんには、弁護士が profession であることを自覚してもらいたい。今日の話は、北海道におけるプロフェッション達の活動の歴史でもあります。

3・11で、東京電力の福島第一原発の原発が水素爆発を起こしたり、メルトダウンしていたこと。大変な被害が発生し、これからも発生し続けます。収束する目途もありません。北海道にも、札幌から70キロぐらい先の岩内の泊に原発が3基あります。この泊原発を廃炉にしようという裁判が、11月11日に提起されます。裁判は長くかかるだろうから、皆さんも弁護士になって、弁護団に加わることもできます。そのためには、今から関心をもって、記事をフォローすることです。原発訴訟は、まさに公益訴訟です。勝訴してもどこからも報酬は出ません。でも1円の利益にもならない事件に全能力を傾注する。まさに弁護士にしかできない公益活動なんです。この事件に時間と労力をどれ程つぎ込むのか。膨大な時間と労力が求められます。それは何のためか。僕は、子孫のためと思っています。もちろん僕自身、僕が今生きている同世代の人の安全ももちろん大事です。ただ、もっと大事なことは、やっぱり次に続く世代のために、今やらなくちゃいけない。会うこともない依頼者たちのために働くのです。

福島県では、ゼロ歳の子どもが30歳になるまで、毎年定期的に健康診断をすることになりました。それは放射能を浴びると甲状腺がんが顕著に多発するからです。だから甲状腺の検査を30年続けていく。何としても、二度と原発事故を起こしてはなりません。今回の事故のすさまじさ、被害の規模、被害の永続性を思い知られました。では、弁護士はどうしたらいいのか。弁護士に何ができるのか。弁護士として、できることは、やりたいと思います。僕は、いろんな公益的な事件をやってきましたけれども、最後の仕事として、取り組みたいと思っています。5年も6年もかかるでしょう。そうすると、僕の年から考えるとこれが最後の公益訴訟だろうと思っています。皆さんは未来があります。その未来の中で自分の人生のうちどのぐらいの時間を社会のために使おうとするのか。そんな風に公益事件を考えてもらいたいと思います。

弁護士の公益活動は、私のテキストで紹介していますので、どうかお読みください。まず思い浮かぶのは、四大公害訴訟です。皆さんも名前ぐらいは聞いたことがあると思います。公害訴訟の先駆的役割を担われた弁護士達には、それこそ筆舌に尽くしがたい困難があったと思います。彼らは、患者を加害企業からの個別救済だけでなく、最終的には、立法（公害健康被害の補償等に関する法律）によって広く救済する途を開きました。なお、水俣病の抜本的解決は、2009年の特措法制定まで続いています。本当に頭が下がります。

ハンセン病。かつてらい病と呼ばれていました。今は、「らい病」は差別用語で使用されません。ハンセン病患者は、偏見と隔離の中で、差別されていました。僕は、松本清張の小説「砂の器」で、はじめてハンセン病を知りました。2004年、熊本地裁でハンセン病の国家賠償判決が出て、それがきっかけになってハンセン病患者の立法による全体的な救済がでた。弁護士にとって、裁判の当事者になった人達が、直接の依頼者なのですが、その背後に何千人、何万人という依頼者がいるわけです。それを立法（ハンセン病補償法）によって解決した。この種の訴訟を政策形成訴訟といいます。まさにポリシーメイキングなんですね。それを引き出す裁判があったのです。

それから、薬害訴訟。思い浮かぶだけでも、古くはサリドマイド、スモン、キノホルム、エイズ、最近ではC型肝炎。C型肝炎は、判決を受けて薬害肝炎救済法が成立しました。その外の肝炎を含めた肝炎対策基本法が制定されています。4ヶ月ほど前に、B型肝炎の訴訟が全面和解しました。そして、菅直人首相が、患者の代表に謝罪しました。薬害の救済は、当事者となった個々の被害者の利益を超えた被害者全体の利益を図るという、公益的な意味があります。

それから、冤罪。冤罪を明らかにして、死刑台から、刑務所から取り戻す。これも弁護士の大事な仕事なんです。冤罪こそ、戦争と並んで国家が犯す最大の犯罪です。僕のテキストの中では、いろんな冤罪事件を取り上げています。松川事件（昭和25年に発生した鉄道冤罪。この年に三鷹事件も起きている。三鷹事件の共謀は「砂上の楼閣」と言われた程、検察のでっち上げでした。）。これはもう完全な謀略の冤罪事件です。どうして、検察は、こんな事件を起訴したのか。検察が政治に利用されたのか。政治が検察を利用したのか。いずれとも分かりにくいのですが、何のために検察官に裁判官類似の身分保障がされているのか（検察庁法25条）。全くおかしいことです。それ以外にも、たくさんの冤罪事件がありました。4件の死刑冤罪事件は、全部、昭和20年代に発生した事件なんです。刑事訴訟法が制定されたのは、昭和24年です。戦争が終わってから4年後です。旧刑事訴訟法に慣れた捜査官は、ボカスカ殴りたい放題、そういった無茶苦茶な取り調べが行われていたわけです。新刑訴で、強制による自白には、任意性が認められないことになったのですが、刑事訴訟法が施行されて間もない時代に、いくつもの死刑冤罪事件が生まれたのです。これから話をする梅田事件もまさにその当時の事件でした。富山の氷見事件をご存じですか、富山県に氷見という市があります。そこのタクシー運転手が、強姦・強姦未遂で逮捕され服役したところ、真犯人が現れ再審無罪（平成14年の事件）。志布志事件は、平成15年4月の選挙で起きた事件。それから、足利事件は平成2年の事件です。このように、冤罪事件は、刑事訴訟法が施行されて間がない時代だけの事件ではないことが分かります。今もなお、在来型の捜査手法と冤罪事件は後を絶たないのです。

3週間ぐらい前に、小樽で、お金持ちの金貸しのおばあさんが殺された事件がありました。ドストエフスキーの「罪と罰」のような舞台設定です。ラスコーリニコフではなく、65歳の女性が犯人として逮捕された。連日朝早くから夜おそくまで、吐け吐けて責められたけれども、決して吐かなかった。そのおばあさんは、最終的に処分保留で釈放されました。つまり公判を維持するに足る証拠がなかったんです。証拠がなくとも、怪しいと考えれば、逮捕できるのです。逮捕状請求が却下されたというのは、聞いたことがありません。逮捕して、警察署の中で追い詰め、自白させる。そういう捜査の手法は、戦後の冤罪事件が起きたときから今も変わっていないのです。それから、土曜日だったかな。道警の交通事故の捜査官が、事情聴取もしていない人の参考人調書というのを偽造したということがありました。警察は、その気になれば、いつでも誰でも逮捕できますし、警察の中で責めれば大体自白してしまうんです。警察のストーリー通りの調書ができるんです。前田元検事の証拠偽造は、検察の体質をあらわしていませんか。前田元検事は、検察のストーリーに証拠まで合わせようとした。過去の証拠隠しの実態を見ると、僕には、過去に検察の証拠偽造がなかったとは、思えません。被疑者のおばあさんは、よく頑張ったと思います。それは弁護士がすぐついて、毎日接見して励ました。そして取り調べの内容を毎回記録する被疑者ノートというのをつくりました。小樽の弁護士が、刑事弁護に練達の人だったことも幸いしています。氷見事件は、弁護士にも冤罪の一因があります。タクシーの運転手が強姦と強姦未遂の2件の事件で逮捕されました。当初、俺はやっていないと否認しました。そこで当番弁護士を呼んだ当番弁護士が来まし

た。「先生、僕やっています。警察に髪の毛や唾をとられました」と言ったんです。ところがその当番弁護士は、30分程接見して、二度と接見に来なかった。何のために警察が毛髪や唾液を入手したかという、DNA鑑定のためです。そのうちに自白してしまいました。勿論、自白は、警察官のねつ造です。当番弁護士は、今度は、国選弁護人になって再び接見したのですが、接見時間は、僅かに5～6分です。最初に接見した時は否認していたのにどうして自白したのか。問うのが普通ですし、DNAが合致していたかどうかに関心を持つのが自然です。しかし、全くその作業を行いませんでした。5～6分の接見で何を聞いたのか。そして、有罪を前提にした弁護活動（被害弁償）を行ったのです。強姦事件なら残留している筈の精液の血液型はどうなっているのか、直感的に疑問を持つはずで、被疑者に残留したり、付着していた血液型やDNAは被害者のそれと合致しているのか。最も大事な争点です。調書を精査すると、客観的証拠がないことに気付く筈です。5～6分の接見（第1回公判まで、合計40分の接見）で十分な聞き取りができたとは思えない。また、提出した毛髪や唾液のDNAはどうなったか疑問に思う筈なのに、調査もしていない。これでは、「資格を有する弁護人」（憲法37条3項）による弁護とはいえません。

この事態を重く見た日弁連は、「氷見事件特別調査委員会」を立ち上げ、弁護活動について調査を行っています。結論は、「被疑者と意思疎通が不十分なまま、起訴事実を認めていると判断したものであり、望ましい刑事弁護人の姿勢ではない」としています。僕は、甘すぎると思います。この弁護人の弁護は、「望ましい」か「望ましくないか」というレベルではない。極論すれば、無能な弁護でした。同じことは、足利事件でもいえます。菅谷さんは否認して、認めて、また裁判の途中で否認したのです。そうしたら、弁護士（私選弁護人）が、「お前、俺との約束をやぶるのか」と言って菅谷さんを責めたのです。それは検察官がやるのならわかるけれども、弁護人がやったというのですから、もう誠実義務違反の弁護です。皆さんに言っておきたいことは、弁護士は、有能でなければなりません。無能では困ります。弁護士のあるべき資質は何かといったら、まず、有能でなければならぬことです。competence（コンペテンス）。American Bar Association は、各州の弁護士会にこういった倫理規則をつくりなさいというモデルルールを示していますが、その前文第4条で、A lawyer should be competent, prompt and diligent といっています。まず competent でないとだめなのです。それから、prompt はすぐやる。フットワークが良くなければなりません。事件の放置は、依頼者から一番嫌われます。それから3番目は diligent。誠実でないといけません。人を裏切る人が弁護士になったらどうなりますか。この diligence は、弁護士の依頼者に対する誠実義務となって現れます。一番目の competence。無能な弁護士は、何回接見に行っても無能でだめなんです。最も重要な物証がどうなっているのに気付かない人が接見に行ってもどうしますか。だから皆さんは一生懸命勉強して、自らスキルと直感を磨かなければなりません。駆使する知識も、司法試験に受かって修習をやった程度じゃ足りません。また、何よりも、知識を生かす社会常識がなければなりません。ABAのモデルルールは competence は、「法的知識、スキル、代理を行うのに合理的に必要と考えられる完全さと準備」が欠かせないといっています。

前置きが長くなりました。北海道で展開された公益事件について、レジュメに即して話をしたいと思います。ところが、これらの事件は、全部が公益事件とも言えない要素があります。北海道新聞記者の証言拒否事件。島田事件 と言って、新聞記者のニュースソースの秘匿の適否が争われた事件です。すごく有名な事件です。それから、北方ジャーナル事件。これは五十嵐広三という元旭川市長が、知事選挙に出るときに、北方ジャーナルという雑誌が、投票日の直前に、五十嵐広三の女だとか何とか、ありもし

ないことを書きたてたことがあります。その出版差し止め事件です。これは確かに憲法上の権利、出版の自由と、それから逆に報道される、被害を受ける人のその利益の調節という意味での事件としてはすごく有名です。しかし、必ずしも公益事件とは言えないかもしれない。

あとの事件は、ほぼ全て公益事件です。今日は、このあと、梅田事件を20分、長沼ミサイル事件を15分、最後に二風谷ダム事件を15分ぐらい話したいと思っています。梅田事件の再審開始決定に対する抗告審決定は、長文で読み切れないと思うので、概要をかいつまんで話します。罪名は強盗殺人。梅田義光さんという農家の方が、強盗殺人の疑いで捕まりました。昭和25年、林野庁の管轄の営林署の職員2人が、時を接して、公金（19万円。420万円）を拐帯して行方不明になった事件がありました。そして、二人とも死体で発見されたのです。一人は、拳銃で射殺されていました。これは巧みに仕組まれた構造的な殺人事件だとわかるでしょう。この事件では、営林署の職員に対して、金を持ち出せと指示した奴がいた。そして、持ってきた。そして、公金横領の犯人はこの世から消えてしまった。よっぽど巧みに仕組まれないと、こんなことはできないということが分かります。

主犯の羽賀竹男は、桁違いの悪党でした。羽賀が捕まったのですけれども、人間というのは、自分の刑を軽くするためにはうそをつくんです。実は今までうそを言っていました。自分もそこに行ったけれども、実際実行したのは梅田という軍隊時代に一緒だった奴ですと嘘の供述をした。捜査官は、梅田ってだれだと言ったら、北見の郊外で百姓やっています。そして、警察はすぐ乗り込んで行って、そのまま逮捕しました。令状も何もなしです。緊急逮捕でも何でもなし事実上の逮捕です。令状主義なんていうのはくそ食らえの時代でしょう。警察で、お前、羽賀って知っているかと尋ねられた。ああ、軍隊のとき一緒でした。お前知っているんだな。お前、今日何で来たかわかるのか。いや、わかりませんって言ったら、ふざけんなこの野郎ってボカボカ殴られる。二日間殴られて、梅田さんの顔がだれの顔かわからないぐらいに変形した。それから、正座させる。両足のふくらはぎに警棒を入れるのです。警棒を入れて正座したらどうなるか。痛くて座れないでしょう。まさに拷問です。それから、指の間に鉛筆を入れて締め付けるといって原始的な拷問もありました。梅田さんは、やりましたと自白しました。この事件では、梅田さんと結びつける物的証拠は一つもありません。自白だけが有罪の証拠でした。

梅田さんは、「やりました」と自白しても、犯人でないから、犯行現場がどこだかわからない。それで、どこでやったんだというから、わかりませんと答える。また、ふざけるなとボカボカ殴られるんです。お前、この山の中で死体が上がったというのは知っているだろうと。ああ、そういえば新聞に載っていましたと言って、ほれ見たことか、またうそ言ったなとボカッとやられるんですね。

その死体は、行方不明になってから2年後に発見されたんです。犬が何か土を掘っていたら死体が出てきた。それが公金拐帯の営林署の職員だった。

殺したと自白したって、どうやって殺したのか。殴り殺すのか、首絞めたのか、何かしないと死なないわけです。梅田さんは、わかりませんと答えるしかありません。死体は、頭蓋骨が陥没して割れていた。そして、中に刺し傷のようなものがあつた。2年間土の中に埋まっていたから、刺し傷がどうかよくわからなかった。その鑑定を行ったのは、警察医のお医者さんでした。警察医は、鑑識とか法医学の専門家ではないんです。普通のお医者さんが、現場に駆けつけて、頭を刺されたんだと判断した。菱形の陥没があ

った。凶器はナイフだと判定した。不自然だと思いませんか。

ナイフで骨を刺したって、骨に当たって刺さらないでしょう。腹を刺すとか、腕を刺すとか、骨のないところを刺すわけでしょう。皆さん、自分の頭を触ってみて。そこにナイフが刺さるか。これが争点でした。最終的には、警察医の見立てが間違っていたんです。しかし、梅田さんの調書は、ナイフで頭を刺したという調書ばかりでした。

次に、頭蓋骨が陥没しているでしょう。何で叩いたかが問題になった。角材なのか。鉄パイプなのか。何かそういったものがない限り、頭の骨は砕けないんです。それを何で叩いたんだと、わかりませんって言うわけです。自分やっていないから。そうしたら、羽賀はバットで叩いたと言っているぞと。梅田さんは、バットですと供述する。バットで叩くといっても、身長は梅田さんの方が被害者よりはるかに低いのです。頭頂部を叩くというためには、上から叩かないと頭頂部は叩けない。背の低い梅田さんが、どうして可能になったかという、ぼろっと何かを落として被害者をしゃがませたときに、がつんとやりましたと供述した。調書には、このような犯行態様が載っています。犯行のあったのは、10月10日午後7時過ぎで、山の中なのでもう真っ暗です。北見の町はずっと向こうにあって、町は明るい。しかし、月も出ていないし、星も出ていない。真っ暗な山の中で、どうやって叩けるのということになりました。家に帰って実験してみるといいと思います。電灯をつけないで真っ暗なところで、誰かの頭をバットで殴ることができるか。長年住んでいる部屋だと、感で少しは可能かもしれません。しかし、山の中で頭を割るほど叩くなんてことは、できるわけがありません。抗告審の裁判長が、じゃ、実験してみましようということになった。10月10日夜7時過ぎに現場で実験しました。そうしたら、全く見えない。とてもバットで殴りようがないということがわかりました。ところが、調書にはすらすらと昼間犯行が行われたように書いてある。捜査官は、なぜこんな簡単なことに気付かなかったのか。

また、奪った金は、どうしたと必ず尋ねるでしょう。19万円奪って、羽賀は梅田さんに4万5,000円渡したと供述していたのです。その4万5,000円はどうしたんだということになりました。もらっていないから供述の仕様がな。梅田さんは、ストーブで燃やしましたと供述したんです。殺人をしてまで金を取っているのに、取った金をストーブに入れて燃やすのは、自然か。梅田さんは、使い道や処分方法が思い浮かばなかったの、それ以外考えられませんかと言って、それで調書が出来上がったのです。大体この点だけ見ても、これはおかしいなと思うでしょう。金を取るために殺人をやって、取った金をストーブの中に入れて燃やす。疑問に思わないほうがどうかしています。昔、冬の暖房はストーブを使っていました。当時は石炭とかマキとかいろんなものをストーブで燃やしていました。だから、お金を入れれば全部燃えてしまいました。1・2審・最高裁とも無期懲役、羽賀は死刑。梅田さんは、13年間服役して仮出獄。梅田さんは、何とか再審をと思っていたときに、日弁連の中に再審部会ができて、梅田事件を取り上げることになりました。日弁連が最初に取り上げた再審事件は、10件ぐらいましたが、その中の1件です。さっき述べた4件の死刑冤罪事件も含まれていました。北海道で唯一、再審冤罪事件は、この梅田事件だけです。

僕は、再審開始決定を出した釧路地裁網走支部の裁判官をよく存じ上げていて、この授業をやる前に、ご自宅へ行って話を伺いました。その方は、既に退官されております。段ボールに入った梅田事件の資料を見せてくれました。

その元裁判官が言うには、再審開始の要件である新規明白な証拠（刑訴法435条）は何かといったら、刺し傷でないという鑑定書が出てきたことにあったようです。この鑑定によって、大きく再審へ動き出す原因となったそうです。裁判体の構成も、その裁判長がまだ40代かな、そして二人の陪席の裁判官も30代ぐらいで、年代が近く喧々諤々やれる環境にあったことが再審開始につながったと言っていましたね。

検察官は、抗告しました。検察は、自ら再審の申立てをした事件以外の再審開始決定には、足利事件の菅谷さんを除いて、全て抗告しています。抗告審（札幌高裁）の裁判長は、元北大で刑事訴訟法を教えていた渡部保夫さんという方でした。渡部裁判長が抗告棄却の決定を出したのは、昭和61年で、28歳で逮捕された梅田さんは62才になっていました。冤罪が国家による犯罪だということがわかりますでしょう。高裁決定は、梅田さんの自白の信用性について詳細に吟味しているばかりでなく、羽賀の自供、これは、「共犯者の自白」です。証拠法の授業でも必ず出てきます。これについても十分な吟味を行っています。この決定は、どのように自白の信用性を吟味するのかを教えてください。この積み重ねが、スキルなんです。どうか熟読してください。なお、渡部さんが、日弁連の研修で、この事件を取り上げています。すごいおもしろい。ドラマよりおもしろい。お読みください。一方、地裁、高裁、最高裁は、どうしてこの事件が冤罪だと気づかないんだろうと不思議です。頭のいい筈の裁判官は、なぜ気づかないのか。梅田さんは検事に、無罪であるとともに、こんなふうに殴られましたという手記を書いています。梅田手記といわれています。一審裁判所は、警察官がつくった調書、員面調書の任意性を否定しました。しかし、検察官は暴行を加えていないということで、検面調書は任意性認めて信用性も認めました。それで有罪です。恐ろしいことです。そして、警察段階ではボカボカ殴られたかもしれないけれども、検事は殴っていないから、それは任意性があるとしました。検面調書は員面調書の引き写しなのに、おかしいと思わないのか。また、経験則的に、泥棒や強盗が、取った金をストーブで燃やすか。これは変だとふと思わないのか。だから、直感も大事なんです。この梅田事件は、日弁連が取り上げてスタートしたことから、弁護団の団長は、東京の先生がなったんですけれども、受け皿の札幌では、鈴木悦郎という、もう亡くなりましたけれども、北大の先輩の弁護士が北海道の責任者でした。鈴木先生は、1970年代に司法の危機というのがあった時の裁判官でした（大分地裁判事補）。裁判官は、10年ごとに再任されますが、昭和46年宮本康昭さんが再任拒否されたことがあった。それでは司法の独立は守られないと抗議の退官をされた方です。大変気骨のある先生でした。その先生が、この梅田事件の北海道の責任者でした。勿論 pro bono ですから、弁護士報酬はありません。無償で、無罪を勝ち取る。ここがすごいところだと思います。逆に、何が鈴木先生をこの事件に駆り立てたのでしょうか。鈴木先生は、既にお亡くなりになっておりますので、今となっては、確かめることもできません。その鈴木先生が今から10何年か前に亡くなった時の事です。梅田さんが葬儀場に來まして、そして、寝ないでお線香を絶やすことなく守っていました。そして、告別式で弔辞を読ませてもらいたいとの申し出がありました。勿論断る理由はありません。梅田さんは、泣きながら弔辞を読まれました。今でもはっきり覚えています。梅田さんにしてみれば、鈴木先生を始めとする多くの弁護士が自分を助けてくれたという感謝の気持ちがあるわけです。梅田さんの感謝の気持ちは、終生変わらなかったと思います。それで鈴木先生のお葬式で、弔辞を読まれたのだと思います。

さっきの氷見事件の無能な弁護士と比べてみてください。鈴木先生は、無罪の人を救い出した卓越した能力を持った人でした。その人の死を悼んで、依頼者が線香守をし、弔辞を読むというのはなかなか



いことです。皆さんにはこのエピソードから弁護士の仕事の責任の重大さということと、それから、弁護士の使命、無罪の人を救い出すという、使命をよく理解してもらいたいと思うわけです。梅田事件はこれで終わりますが、本当にドラマのような事件なので、この事件に関する裁判や文献をお読みいただきたいと思います。

次に、長沼ミサイル訴訟について話をしたいと思います。この事件は、憲法の教科書や判例百選に必ず載っておりますので、説明は不要だと思います。僕は、司法修習生のときに、判決を出したその部で修習をしていました。民事1部というところですよ。福島重雄さんともう一人の裁判長、二人の部長がおられました。福島さんは、長沼事件の判決書きに没頭されておりました。もう一人の部長が、ほぼ1部の仕事を全部やっておりました。実務修習を開始してすぐの9月に1審判決が出ました。冤罪は、国家が犯す最大の犯罪です。戦争は、冤罪以上の国家が犯す犯罪といってよい。太平洋戦争では、軍人・軍属・市民の260万人が死亡しています。一審判決は、自衛隊は9条2項の戦力であり、違憲であるとしてしました。そして、訴の利益の関係で、平和的生存権を認めました。福島判決の意義については、今更述べるまでもありません。僕は弁護士になってすぐ控訴審の弁護団に入れてもらいまして、末席にいて事件の推移を観察してました。高裁判決はひどい判決でした。自衛隊の実体審理に入ることもなく、関係者を一人も調べることはありませんでした。何をやったかということ、訴えの利益、当事者適格、この二つのことについての弁論を重ねたのです。当時は、行政訴訟における当事者適格、訴えの利益というのは厳格に解釈されておりました。

この事件の争点は、言うまでもなく、自衛隊の憲法適合性です。自衛隊は、「戦力」に当たるかが問われた裁判です。千歳に航空自衛隊の基地があります。当時、ソ連の戦闘機や爆撃機が飛んでくることを想定していたんです。米ソ冷戦・ベトナム戦争の真ただ中の事ですよ。ナイキという地对空ミサイルを配備して千歳基地の防衛の最後の砦とする構想でした。そのナイキが、長沼の馬追山という山に配備されることになりました。馬追山には、水源涵養保安林と言って、森林法に基づいて定められている保安林があります。治水目的の保安林なのですが、森林法26条2項は、農林大臣は、公益上の理由があれば保安林の指定を解除することができるよと定めています。長沼は海拔10メートルぐらいで水害多発地帯。今のタイのようなものです。長沼ミサイル訴訟は、違憲の自衛隊の基地建設には、公益上の理由がないとして、農林大臣を被告として、保安林の指定解除処分の取り消しを求めた訴訟でした。

一審判決では、住民の「訴えの利益」は、保安林伐採による水害からだけでなく、平和的生存権からも認められました。ミサイルを撃ったら、まずブースターという補助ロケットは、間違いなく基地の近郊に落ちる。ミサイルの本体は、2万メートルとか3万メートルまで上昇するが、いつかは必ず落ちてくる。どこまで被害が及ぶのか。そのうえ、北海道上空で、ソ連の飛行機を撃ち落とすのなら、飛行機の破片も落ちてくる。基地が守れても近隣住民は大きな被害を受ける。だから、長沼の住民は、平和に生きる権利を侵害されるよとして、訴えの利益を認めたのです。また、自衛隊の実態審理を行い「戦力」と認め、違憲であるとしてしました。ところが国は、奇妙な理屈を展開します。ダムをつくって、水をためる。またダムから、出た水はすぐ運河を通して逃げるよにする。これらの代替施設によって、保安林の機能代替はできる。従って、洪水の危険はなくなり、訴えの利益がないよということです。高裁は、訴えの利益だけで判決した。

ところが、この高裁判決は、とんでもないことに、判決の最後に、「付加見解」なるものを表明しています。付加見解は、主文には何も影響しません。余計な見解なのです。高裁判決は、自衛隊の違憲性については統治行為論を展開しました。統治行為論を展開したあとで、「自衛隊は、自衛隊法で予定されている組織、編成、装備が一見極めて明白に侵略的なものではない」から合憲だと言ったのです。統治行為論により、裁判所は自衛隊の憲法適合性について判断しないと言っておきながら、「一見極めて明白に侵略的なものであるとはいえない」から合憲だという見解を示した。判断に適さないと言っておきながら、判断しています。矛盾していると思いませんか。

原告は上告して、この付加見解については判断するなと主張しました。最高裁判決は、昭和57年に出ましたが、第一小法廷の裁判長は、団藤重光さんでした。団藤さんは反対の少数意見。代替施設が完成したというけれども、これで保安林の機能が全てカバーできたのか疑問だ。それを調査させるための原審差戻しの反対意見を述べています。

最高裁判決は、自制しているんですね。高裁は付加見解ということで統治行為論を展開しておきながら、「一見明白に侵略的な装備ではない」から合憲だと言ったんだけど、それについては違憲審査を回避し、違憲とも合憲もとも言っていません。最高裁判決は、水害論をやたら詳しく展開し、訴えの利益がなくなったとして、高裁判決を支持しています。

ここに『長沼事件・平賀書簡』という本があります。これは、長沼訴訟第一審の裁判長福島重雄さんと元九州大学の大出良知さん、それから早稲田の水島朝穂さん、この3人が編著者を兼ねて、当時の回顧録（日記を含めて）や座談会を主とした本です。福島さんに対するインタビューもあります。この本の前半は長沼訴訟、後半は平賀書簡が主体となっています。

前述した通り、福島さんは、札幌地裁の民事1部の裁判長ですから、その上司はいません。所長がおりますが、所長はあくまでも司法行政における裁判所の職員に関する監督権を有しているにすぎません。裁判所法81条も、「前条の監督権は裁判官の裁判に影響を及ぼし、又はこれを制限することができない」と定めています。長沼事件では、保安林の指定解除についての執行停止の裁判も起こされていたのです（当時の行政事件訴訟法25条）。平賀健太札幌地裁所長は、執行停止の申立の却下を示唆する手紙を福島裁判官に出したんです。これが平賀書簡です。司法権の独立というのはどういうことなのでしょうか。裁判官は、所長が親切に（？）、判断事項について手紙をくれたのだから、所長の手紙に従って判決しなくちゃいけないのか。裁判官は、憲法と法律と良心に従って判断しなければならない筈です。所長が手紙をくれたからといって、所長の示唆に従って判断したら大変なことになります。

これが平賀書簡事件という裁判干渉事件です。福島さんは、この平賀書簡を公表しました。札幌地裁の裁判官会議は、所長を口頭注意処分にしました。最高裁は、所長を東京高裁に左遷しました。

この所長は、退官後右翼の団体の雑誌で、日本国憲法無効論を公言した人なんです。そういう人が所長になっていました。所長と福島さんに対して、国会の裁判官訴追委員会に訴追の申立がありました。福島さんは私信を公表したということで、これは裁判官としての資質がないと判断されました。しかし結論は、訴追猶予。平賀所長は、裁判干渉を行ったけれども、これは親心、自分の部下を思う親心でやったん

だからこれは違法性がないということで不訴追。こんなバカなことが行われたことがあったのです。この本をお読みいただければ、今からもう37年~8年も前のことですけれども、日本の司法の歴史上の出来事、一大エポックの裏面史が分かるだろうと思います。

それから、『世界』が「危機に立つ司法権の独立」という、特集を組んでいます。これは平賀所長の裁判干渉についての危機感を持った良識のある人たちの論文集です。こういった論文を読む中で、今ある裁判所を知る。そして、我々はどこから来て、これからどこへ行くのか。そういう視点を常に持っていたらいいと思います。過去の事件から学ぶ。特に、その事件の中での弁護士達の活動を学ぶ。皆さんは、過去に学びながら未来を見つめるという、そういった弁護士になってもらいたいと思っているところです。冤罪は個々の被告人を救うということだけでも、戦争は、社会が一つの集団となって殺戮行為を繰り返すことなので、その時は、基本的人権なんてものはクソくらえです。戦争ほどひどい人権侵害はありません。ですから、この長沼ミサイル訴訟は、まさに公益訴訟であって、参加した弁護士たちには、どこからも報酬が出るわけじゃないんです。自分たちでカンパして、弁護団の費用を賄って活動していたんです。旅費も出てません。まさに、これこそ弁護士の公益的な仕事でした。

北海道では、憲法9条の関係で、昭和42年に恵庭事件と平成19年に自衛隊のイラク派遣訴訟がありますが、時間の関係で省略します。両事件について、レジユメの参考文献をお読みいただきたいと思います。

最後に二風谷ダム裁判について話をします。まずは、判例に当たって事件の概要を頭に入れ、何が問題であり、裁判所は、どんな判断を示したのかを読み込んでください。北海道にはアイヌ語の地名が4万3,000もあります。札幌というのは、サトホクというアイヌ語に漢字を当てはめたものです。サトホクとは、「乾いた広い場所」という意味です。ホクとは広いという意味なんです。幌内とか、美幌とか、ホクがつく地名はたくさんあります。それから、岩内、稚内、歌志内のように「ナイ」がつく地名も多々あります。「ナイ」というのは沢という意味です。それから、江別、登別、然別の、「ベツ」は、川という意味です。ですから、北海道の地名を調べていくと、北海道の地名の大部分はアイヌ語に漢字を当てはめた言葉だとわかります。そうすると、僕らが今ここで住んでいる土地は、もともとだれの土地だったのか。アイヌには、土地の所有権の概念がありません。ここからここまでは俺の土地だとか、そういう観念はアイヌにはありませんでした。土地所有権の概念はないのですが、土地利用の法律関係は、強いて言えば「総有」か「入会権」に当たるかもしれません。クマを捕っても、大きすぎて持って帰れない。一部だけ切り取り、残りは置いておく。別の人に取りに行かせる。その時に、置いてあるスポットを正確に特定しなければならない。そうすると、あそこの沢の何とかということ特定できれば、別の人に残りの分を取りに行かせることができます。このように、北海道には、4万3,000もの地名が細かく付けられているのです。僕らは、今は、そんなことも忘れてしまって平気でアイヌの土地に住んでいるわけです。一体この「北海道」は、いつ日本に帰属することになったのか。また、アイヌモシリがいつ北海道と呼ばれるようになったのか。明治元年、松浦武四郎という探検家が、「北海道」と命名しています。皆さんは大体「和人」に属する人です。この和人とアイヌの関係の歴史はどんなものであったか、勉強してみたらいいと思います。僕はこの事件をやる中で、つくづく日本人がアイヌにやってきたことは、悪行の連続だと思いました。

皆さんは、日本の中にも、日本人(和人)と違う言葉（アイヌ語）や異なる習慣・風俗をもつ民族がいることを知ってもらいたいと思います。また、アイヌは文字を持たない民族です。文字を持たないから、言葉の伝承が大事です。その言葉の使用を明治政府は禁じました。アイヌに日本語を使えと強制したのです。突然どこかの国の軍隊が入ってきて、この言葉を使えと言われたときに、皆さんはどうしますか。強制された言葉を使えますか。使えないでしょう。原告の萱野茂さんのおばあさんは、日本語は全くわからず、アイヌ語しか分かりません。そういうおばあさんに萱野さんが育てられたことから、アイヌ語のエキスパートになった。そういういきさつがあります。

それから、民族には、朝起きてから夜寝るまで、生まれてから死ぬまで、いろんな生活習慣とか儀式とか儀礼とかがあるわけです。そして、アイヌの人は何を考えてどのように生きているのだろうか。その人々の精神文化というのもあります。そういったものの総称が文化なんです。このアイヌ民族の文化をテコに裁判を行ったのが二風谷ダム裁判です。

原告（二人のアイヌ人）が、どんな動機でこの裁判をやったのか。お二人は、日本政府に、それまでのアイヌ政策の誤りを糾弾したかったのです。二風谷ダム裁判は、土地収用法に関する事件です。ダムに沈む土地を国が収用したんですが、土地収用法の適用の可否の問題でした。土地収用法20条には、「その事業が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」と定めていますが、土地の利用が適切かどうかというのは、どうしたら判断できるでしょうか。

その土地の所有者に、萱野茂、貝沢正というアイヌの世界のスーパースターがいたのです。萱野さんは、アイヌ語の研究者、貝沢さんは、ウタリ協会の副理事長でした。お二人は、アイヌの抑圧された歴史を見ると、とても日本政府の横暴には協力できないと言っていました。ダムをつくる目的は何だったか。苫小牧東部工業地帯（苫東）を知っていますか。そこに、1日25万トンの工業用水を送るためにダムをつくったのです。ところが、当初計画したときは、バブル経済が弾ける前でした。しかし、バブルが弾けて、苫東に進出する企業がなく、工場がないとなれば、一体何のために工業用水を供給するのか。普通の感覚なら、ダム工事は凍結又は中止となる筈です。しかし、この国は、ひとたび行政決定があると、どんなことがあっても変更することはありません。おかしい国です。従って、本件の土地収用が、土地の適正・合理的な利用に寄与するものではないと主張することも可能だったと思います。しかし我々は、不適切であるが、裁量権の濫用とまでは認められないだろうと考えていました。では、どんな主張ができるか。この収用を違法だと主張する「弾」が見つかりません。土地収用だから、収用代金の多寡も問題になります。しかし、補償額が少ない事を理由に、収用裁決を取り消すことができません（土地収用法132条2項）。さて困ってしまいました。ところが、文化は、お金を払っても買えないものであるということに、僕らは気づきました。それで、アイヌ民族の文化を前面に出して、主張したのです。二風谷ダム裁判は大変だったのはそのとおりなんですが、判決まで8年間かかっています。僕らは報酬ももらっているわけじゃありません。まさに公益活動です。13人の弁護士団が、弁護士の公益活動として、この事件を担ったのです。そして、その結果、裁判所は、アイヌ民族を先住民族であると認めました。それから、二つ目は、少数民族の文化享有権の承認。これを憲法13条と、それから国際人権規約27条との関係で認めた。この二つが、我々弁護士団の功績かなと思っています。

もう時間がないので、詳しくは、僕が、来週、国際人権法学会で報告する予定のレジюмеをご覧ください。また、北大の高等法政教育センターで講演した記録がブックレットになっています。北大の高等法政教育センターにアクセスすれば、読むことができます。これを読んでくれれば大体わかると思います。判決後、注目すべき動きがいくつもありました。まず、判決の2か月後に、北海道旧土人保護法が廃止されました。そしてアイヌ文化振興法が制定されています。二風谷ダム裁判の判決時においても、北海道旧土人保護法は生きていたのです。しかし、アイヌ文化振興法を制定しても、日本政府は、アイヌを先住民族と認めていなかったのです。それは、先住民族の定義がないという理屈でした。ブックレットに載っている講演は、2006年ですが、翌2007年G8の首脳会議が、北海道の洞爺湖のウィンザーホテルで開催されることになりました。そのときに、G8の首相だとか大統領の奥さん方はどこかへ観光に行くわけです。訪問先に、白老が入っていました。白老ぐらいしか行くところがなかったのが実情でしょう。白老には、アイヌ民族博物館があり、白老観光に欠かせません。そこに、アイヌのチセという建物があるのですけれども、そこへ行って、奥様方から「アイヌは先住民族なのか」と問われたとき、外務省の役人は、いや、彼らは何だかわからない民族なんですと言えるかということです。アイヌを「旧土人」と呼んでいたのにです。それはG8サミットの直前まで続きました。どうしてかというと、日本政府は、先住民族の概念が不明で、何が先住民族かわからないと言っていました。僕は、外務省の役人が、アイヌが先住民族だったかどうかわかりませんと言うのかなと思っていました。このスタンスは、国連においてもそうでした。2007年9月に国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。日本政府は条件付きですが賛成しています。賛成していて、先住民族とは何だかわかりませんと言うのはないでしょう。反対したのは4カ国で、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドです。あとの国は全員賛成でした。日本も賛成しました。ところが、その日に外務大臣町村信孝は、国連で採択されたからといって、アイヌ民族が先住民族かどうかかわからないっていいました。それこそ二枚舌でしょう。

そうしたところ、翌年の6月に、国会でアイヌ民族を先住民族と認める国会決議がありました。国会が、政府に対して、衆参両院で、全会一致で、アイヌ民族を先住民族であると認める決議を採択したのです。ここでようやく日本政府は、アイヌを先住民族として認めた。ですから、G8のサミットのときも、白老にG8の皆さんを連れて行って、先住民族であるアイヌですと説明できたのです。

今もアイヌの政策のためのいろんなことが行われています。僕はこの二風谷ダム裁判をやってよかったと思っているのは、少なくとも日本政府は、一度もアイヌを先住民族と認めたことはありませんでした。それを裁判所に認めさせたということは、画期的な事だったと思っています。

それからもう一つは、少数民族の文化享有権を認めたことです。日本には、アイヌだけでなく、沖縄にはウチナンチューという人種もいるわけです。それから、例えば大戦前に、中国とか朝鮮から来た人もいるわけです。これはオールドカマーといいます。それからニューカマーというのは、戦後日本にやってきて定着した人々のことです。そういう人々も、それぞれの文化を享有する権利がある。これを憲法13条の人格権と文化的享有権と結びつけて構成できたことが、よかったかなと思っています。二風谷ダム裁判判決が、一つのでこになって、新しい国会決議まで行った。そういえば、やっぱり8年間大変苦労はしたけれどもよかったかなと思っています。詳しくは、国際人権法学会の年報「国際人権」第22号（2011年版）の私のペーパーをご覧ください。

弁護士の公益的な仕事というのは、金銭的には報われませんが、何らかの意味で社会の役に立つという側面があります。時には、立法を促すこともあります。一つの判決が、立法まで促すのですから、影響は大きい。皆さんには、いい法律家になってもらいたい。そのためには、まずは一生懸命勉強して competency を磨き、そのうえで、competency を生かす公益活動をしてもらいたいと思っています。

次に、社会のために働くというマインドを持ってもらいたい。司法試験のための勉強、目先の勉強は、確かに大事ですが、それだけではやはり足りません。いい法律家になるためには、それは必要条件です。必要条件だけれども、十分条件としては、社会のために俺は働きたいんだという、そういったマインドを持つこと。そうすれば、よい法律家になれるのではないかと考えております。

いろいろあっちへ行ったりこっちへ来たりしたので、皆さんもなかなかわかりにくかったと思いますけれども、皆さんがいい法律家、いい弁護士になってくれることを願って、この話を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。○米 屋：せっかくですので、田中先生にこの機会に何か質問をしたいという方いらっしゃいますか。

どうぞ。○A：集団訴訟のときに、弁護団っていうのが形成されることが多いと思うんですけども、そこに参加する弁護士の方っていうのは、どういう経緯でその弁護団の中に参加するというか、編成されていくのか。○田 中：それはいろんなルートがあると思います。希望すれば拒まない、最初からだめだということはないと思います。僕も、長沼ミサイル訴訟も、弁護士になってすぐの時に、入れてくださいと願い出て、すぐ入れていただきました。

それから、二風谷ダム裁判のときは、たまたま原告を個人的に知っていたことから、僕に依頼があって、弁護団に参加してくれそうな先生方に声をかけて弁護団をつくりました。それから、その1年ぐらい経ってから、俺もやりたいっていう人も出てきました。さらには東京の弁護士が参加したいとって来たこともあります。弁護団をつくるときのいきさつというのはいろいろだと思います。ただ、弁護団にもよるでしょうが、最高水準の弁護活動を見ることができます。それだけでも、集団訴訟に参加する価値があります。○米 屋：ほかに何か質問ありませんか。

田中先生冒頭にお話しされた泊の訴訟ですか。僕は参加していないんですけども、今の質問の関連で言うと、弁護士会にいろんな案内が回るんですね。今度こういう自分たちは訴訟を起こしたいと思っている。手弁当になるかもしれないけれども、参加してくれる弁護士がいたら連絡してくれと。そういう志に共鳴する人は集まる、そういう感じになりますね。質問ないですかね。どうぞ。○B：無能な弁護士の関係なんですけども、そういう人たちの訓練とか修正とか、そういうことはされているんですか。○田 中：修正、どういう方向に修正するというんですか。○B：いや、わからないけれども、無能な人を放置しているんですか。○田 中：新人弁護士や competency が不足している弁護士のための研修があります。研修の内容は大変充実しています。真面目に研修を受けていれば、ミニマムスタダードはクリアできると思います。いくら研修が良くても成果の上がない人もいます。どんなに試験を難しくしても、そのような人は出てきます。無能で、何をすべきかも分からない人。仮にそういう人がいた場合には、弁護士会の懲戒制度があるので、逸脱した人に対してはそれなりの制裁があります。法律精通義務（弁護士法2条）に違反します。

それから、依頼者との関係は、委任契約ですから、受任弁護士に対して、委任契約違反ということで損害賠償請求というのもあり得ます。劣悪なサービスしか提供できない弁護士は、市場の中で淘汰されていきます。ただ、ご指摘の点は、相当深刻なものがあります。○米 屋：ほかにありますか。先生、僕から質問していいですか。○田 中：どうぞ。○米 屋：学生時代からずっとどうしてなんだろうと思っていたことがありまして、北海道を発信源とする憲法訴訟が他府県と比較すると多いです。憲法判例百選なんかを見ても、やはり北海道で起きている事件が多い。これはなぜなのでしょう。○田 中：それはどうしてなのか、僕にも分かりません。そこの人々の意識の問題プラス、それと呼応する弁護士の数が多いのでしょうか。実証的なことは、僕にもわかりません。青年法律家協会という、憲法を守ろうという団体があります。そこに集まった弁護士達は、憲法を軸に物事を考えていたので、憲法訴訟も多かったのかなと思っています。僕が弁護士になった当時は、山中善夫先生の小樽の在宅投票制度の違憲訴訟だとか、いろんな訴訟がたくさん係属していて、憲法的に大変おもしろい状況だった。それに弁護士が一生懸命だったということもあって、活発な憲法訴訟が展開されたのかなと思っています。○米 屋：ほかに質問がなければ、田中先生の話はこれで終わりたいと思いますけれども、ないですかね。

じゃ、最後に田中先生に拍手をお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）